

(株)えがお 虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

虐待は、人の尊厳の保持や人格の尊重を阻む行為であり、どのような状況であっても人がその人らしく尊厳をもって生きていくという基本的な権利は脅かされてはなりません。高齢者虐待防止のための取り組みは、利用者的人権を守るための取り組みであると考えます。

このことから、適切なサービスが提供できる環境を整えることにより施設の入居者・利用者の尊厳保持、権利利益の擁護に資することを基本とし、この指針を定めます。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を以下のような「高齢者が他者からの不適切な扱いにより、生命・健康・生活が損なわれるような状態や権利利益を侵害される状態に置かれていること」と捉えます。

- ① **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴行を加えること。
- ② **介護の放棄**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること。又は、高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分すること。その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止に向けた取り組み

(1) 法の遵守

2006年（平成18年）4月に施行された『高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）』の精神の根幹である「尊厳の保持」のため、法の内容の理解に努めこれを遵守します。

(2) 高齢者虐待の予防

介護に携わるすべての職員に対して虐待防止に関する教育・研修を実施します。

- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施し、その内容を記録します。
- ・ 新規採用者については、採用時（概ね3ヶ月以内）に研修を実施します。

(3) 「虐待防止検討委員会」の設置

「虐待防止検討委員会」を設置し、以下の事項について検討するとともに、その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について職員に周知徹底を図ります。なお、この委員会は「身体的拘束適正化検討委員会」と一体的に設置・運営します。

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待防止のための職員の研修に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ ⑥の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

«「虐待防止検討委員会」の構成及び責務・役割分担»

1. 総合施設長（委員長）
 - ・虐待防止検討委員会の総括管理。
2. 管理者
 - ・現場における諸課題の総括責任者。
 - ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者。
 - ・虐待等の防止に関する職員教育。
3. 介護支援専門員
 - ・利用者個々の心身の状況を把握し基本的なケアに努める。
 - ・記録の整備と確認。
4. 運営推進会議委員
 - ・虐待防止及び再発防止対策の検討。
5. その他委員長が必要とする専門家等。
 - ・必要に応じ出席を求め意見を伺う。

(4) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度が本人の生活や権利を守る手段であることを利用者や家族等にお伝えし、制度への理解がより一層深まるよう普及啓発を行います。また、制度の利用が必要と思われる利用者等に対して、制度の説明や申し立てに当たり適切な関係機関を案内いたします。

【成年後見制度に係る相談窓口】

大仙市高齢者包括支援センター

電話 (0187) 63 - 1111

4. 虐待等の報告

職員は日頃より利用者に対し「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは、言わない、しない」を原則として不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに管理者に報告します。（思われるとは：確たる証拠を必要としない）

管理者は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、総合施設長に報告のうえ、高齢者虐待防止法第

21条及び「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領」に従い速やかに通報します。
なお、この報告を行った職員に対し、このことを理由に解雇等不利益な取り扱いは行われません。

【通報先】

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 大仙市高齢者包括支援センター | 電話 (0187) 63 - 1111 |
| 大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 | 電話 (0187) 86 - 3910 |
| 秋田県健康福祉部長寿社会課 | 電話 (018) 860 - 1363 |
| 秋田県仙北地域振興局 福祉環境部企画福祉課 | 00電話 (0187) 63 - 3403 |

5. 苦情・ご意見等の対応の徹底

施設内における虐待防止を徹底するために、利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をいたします。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

附 則

(施行日) 本指針は令和4年4月1日より施行する。

令和7年4月1日改正